

令和4年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年12月8日

招集年月日	令和4年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年12月5日 午前10時10分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	△
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	3 番	佐々木 道則		4 番	小 島 俊 二	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年12月8日

	諸般の報告
同意第7号	安芸太田町内黒山財産区管理委員の選任について
議案第72号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
議案第73号	広島県市町総合事務組合理約の変更について
議案第74号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第75号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第76号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第77号	安芸太田町営住宅条例の一部改正について
議案第78号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
議案第79号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第80号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第81号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)
議案第82号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第83号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
議案第84号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年第7回定例会
(令和4年12月8日)
(開会 午後1時27分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1、同意第7号

○中本正廣議長

日程第1、同意第7号、安芸太田町内黒山財産区管理委員の選任についてを、議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。同意第7号、安芸太田町内黒山財産区管理委員の選任についてを、採決します。おはかりします。同意第7号については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第7号、安芸太田町内黒山財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定しました。

日程第2、議案第72号

日程第2、議案第72号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを、議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

議案第72号について詳細な説明をさせていただきます。本町の行政不服審査会事務については、行政不服審査会の事務委託に関する規約により、広島県に委託をしております。個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体が適用対象になることに伴い、必要な改正を行うため、現行の規約を変更するものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。大江議員。

○大江厚子議員

はい。今説明はしていただいたんですけど、ちょっと今いちあれで、なぜ、安芸太田町の条例を、から法律、個人情報保護の保護に関する法律に、そこを変わっていくのかっていうところを、もう少し説明をお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

個人情報保護、保護の法律の改正に基づくものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 72 号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを、起立により採決します。議案第 72 号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第 72 号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議については、原案のとおり可決しました。

日程第 3、議案第 73 号

○中本正廣議長

日程第 3、議案第 73 号、広島県市町総合事務組合格約の変更についてを議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

議案第 73 号について詳細の説明を申し上げます。広島県水道広域連合企業団から、職員に対する退職手当の支給に関する事務、及び、議会の議員、その他非常勤の職員の公務上、又は通勤上の災害に対する補償に関する事務を、組合に委託したい旨の申出があったため、事務の受託に関する規定を整備する必要があることから、組合格約の変更を行うものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

はい。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 73 号、広島県市町総合事務組合格約の変更についてを、起立により採決します。議案第 73 号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 73 号、広島県市町総合事務組合格約の変更については、原案の

とおり可決しました。

日程第4、議案第74号

日程第5、議案第75号

日程第6、議案第76号

○中本正廣議長

日程第4議案第74号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第76号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3件を、一括議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それではまず、議案第74号について詳細説明を申し上げます。令和4年度人事院勧告を受け、高卒者に係る初任給を4,000円引上げ、これを踏まえ、若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在籍する降給について改定を行うものです。また、ボーナスを、年間支給月数4.3定月から、4.40月0.10月分を引上げするものでございます。議案第75号、議案第76号について詳細説明を申し上げます。特別職報酬等審議会の答申による期末手当の取扱いにより、人事院勧告のボーナス全体の勧告月数を参考とし、期末手当を0.10月分引上げ、年間支給月数を3.30月とするものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

はい。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は、議案第74号から、議案第76号までについてを、別々に行います。議案第74号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第74号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。次に、議案第75号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第75号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第75号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。次に、議案第76号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第76号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 76 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第 7、議案第 77 号

○中本正廣議長

日程第 7、議案第 77 号、安芸太田町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第 77 号、安芸太田町営住宅条例の一部改正について説明をさせていただきます。公営住宅法の改正に伴いまして、安芸太田町営住宅条例の一部を改正するため、いたします。主な改正内容は、入居者の資格、第 6 条の 2 項へ裁量階級制度に準じまして、入居者が 60 歳以上のものであり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上、又は 18 歳までのものである場合、同居人に小学校就学の始期に達する前のものがある場合の 2 項目を追加するものです。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 77 号、安芸太田町営住宅条例の一部改正についてを、起立により採決します。議案第 77 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 77 号、安芸太田町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 78 号

日程第 9、議案第 79 号

日程第 10、議案第 80 号

○中本正廣議長

日程第 8、議案第 78 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町杉の泊ホビーフィールドから、日程第 10、議案第 80 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町深入山グリーンシャワーまでの 3 件を、一括議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第 78 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この公の施設

の管理、運営を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称につきましては、安芸太田町杉の泊ホビーフィールド指定管理者、名称、一般社団法人、安芸太田の輪、代表理事、梶原正貴、所在地は広島県山県郡安芸太田町大字寺領 1360 番地、指定の期間でございますが、令和5年4月1日から、令和6年3月31日まででございます。この施設につきましては、杉の泊にありますキャンプ場を中心とした施設でございます。令和4年3月末で指定管理期間が終了し、町直営の管理となっておりますが、公募により、指定管理選定委員会で審査した結果、指定管理者として指定を行うものでございます。続きまして、議案第79号でございます。同じく、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。施設の名称は、安芸太田町いこいの村ひろしまです。指定管理者の名称は、株式会社スパライフコミュニケーションズ、代表取締役、大供敬治、所在地、広島県安芸郡坂町平成ヶ浜3丁目2番11号、指定の期間につきましては、令和5年4月1日から、令和6年の3月31日まででございます。安芸太田町深入山麓にあります宿泊施設でございます。令和5年3月末で指定管理期間が満了するこの施設につきましては、公募により、指定管理者選定委員会で審査した結果、指定管理者として指定を行うものでございます。続きまして、議案第80号、同じく安芸太田町公の施設の指定管理者の指定でございます。施設の名称は、安芸太田町深入山グリーンシャワー、指定管理者につきましては、名称、株式会社スパライフコミュニケーションズ、代表取締役、大供敬治、所在地、広島県安芸郡坂町平成ヶ浜3丁目2番11号でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から、令和6年3月31日まででございます。同じく深入山の麓にある、キャンプ場グラウンドゴルフグラウンドを、一体管理をするものでございます。いこいの村ひろしまと同様に、1年間の指定管理としております。同様に公募審査の結果、指定管理者として指定を行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。9番矢立議員。

○矢立孝彦議員

2点ばかりね、御答弁をいただければと思います。まず3施設、ありますね3施設。それぞれの施設状況、違いがございますけれども、施設状況の指定管理の事務を進めていく過程の中でね、やはり運営、事業者の募集に関する規定、現在うちでは要綱であると思いますけれども、そういうその要綱あたりをです、やはり不備、あるいは、ある点があるのではないだろうかということがございますが、整理する必要があるという説明もございましたが、そこらあたり少し説明を加えてね、御答弁をいただければ、というふうに思います。もう1点。議会のほうに議案として出てくる過程の中では、選定委員会の選定、審査を経てくるわけでございますけれども、選定委員会にの委員についてはですね、かねてから、これは少し、一考されたほうがいいのではないかと申上げてきておりますけれども、県内の市町、県も含めてですよ。県内の4月の選定委員の状況、委員の状況はですね、どういうふうなジャンルの方がいらっしゃるかと、ちなみにうちの選定委員さんはですね、御承知いただきますように、町内の職員及び特別職である副町長が務めておられますけれども、こういうことになっておりますが、いろいろ他市町の状況をですね、少し説明・報告をしていただければと思います。以上2点。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。公募に関しての御質問でございます。今回、公募に関しましては、ホームページで公募のほうを行っております。公募のサウンディングのことにつきまして、答弁をさせていただきます。過程につきまして、今回、安芸太田町のほうではですね、売却を含めた公募のほうを行うように予定してまいりま

した。ある意味、新型コロナウイルス感染症の中でですね、いろいろ調査をしていく中でですね、なかなか売却に応じていただけない、でありますとか、施設の関係は無理じゃないかというようなこともありまして、改めて、記者会見をする上で、公募があつてですね、個別に事業者から意見を聴取することといたしました。事業の説明会、11月7日にですね、いこいの村ひろしまのほうで説明会を行い、現地見学会を行ったものでございます。その後、公募により、サウンディングを行ったところ、4社の企業のほうから手が挙がりまして、サウンディングを行ったところでございます。4社のサウンディングをした内容を若干、触れさせていただきますと、この、いこいの村の周辺、深入山を含めた、このエリアで、将来性があるですね、将来の可能性を感じて、事業の拡大が見込まれるんじゃないかというようなこともありました。一方ですね、いこいの村ひろしま本体の老朽化が進んでいることということで、官民連携による取組が必要ではないかというような御意見もいただいているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい。それでは2点目の指定管理者選定委員会について、御答弁させてもらいたいと思います。まずうちの町の選定委員ですが、御承知のとおり委員長、私、副町長を務めております。そのほか、委員として教育長、それから両支所長、総務課長、それから、その施設を所管する所管課長で構成しております。県内の他市町という御質問でございましたが、手元には合併5町のデータがございますので、これによって説明させてもらいたいと思います。その他の合併5町のほかの4町でございますが、大崎上島町、神石高原町、北広島町、それから世羅町になります。委員長は全て、副町長が務めております。委員は、多少凸凹ありますが、全て役場職員で構成されております。県におきましてはそんな状況でございます。一方うちの町のほかの委員会でございます。例えば、頑張るビジネスの審査会をやっております。そこでやっぱりビジネス面があろうということで、技術革新も含めまして、大学教授、それから中小企業診断士、税理士に入っております。それから、ちょっと毛色が変わりますけども、懲罰処分等の審査委員会等もございます。これは当然、懲罰の加重とか微妙な面がありますので、弁護士さんに入っております。そういったことを考えまして、翻って、指定管理者選定委員会で考えますと、やはり今の制度というのは、当然町の施設でございますので、その施設が町ためにどう生かされるかという観点から、どの町におかれまして、役場の職員で構成する面がございます。例えば住民課、企画課、産業観光課、それぞれの面からでございますけども、そういった面から、どう振興に進むかというふうに構成をされております。しかし、先ほど申しますとおり、ほかの委員会では、いろんな面があるということにつきまして、専門の委員さんが入っておられます。それを考えますと、指定管理者と言いながら、その収益とかを我々も非常に重視しているという面もございますので、そういったビジネスの観点も当然入ってまいります。そういったことから、来年度以降の審査につきましてはですね、どういった面の専門家が入っているかの検討もありますけども、そういった工夫をしながらですね、来年度以降、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

網羅的な説明答弁ではなかったわけですが、指定管理施設の選定委員についてはですね、今、3か所4か所ぐらい、答弁ありましたね。ただ、北広島町さんにおかれてはですね、選定委員さんの中に学識経験者の委員さん、4名程度いらっしゃると思いますけども、そこは触れられておらず、答弁が

少し、誤解があるのではなからうかなというふうに指摘をした上で、この選定委員の関係についてはですね、これは公の施設について、有効的に利用活用させていくということが主たる目的であるという説明がございましたね、これは当然のことですね、それは説明答弁を待つまでもございませんけれども、現状についてはですね、やはり、外部委員さんを位置づけるということについてはですね、やはり透明性の問題とか、公正性の問題、あるいは、場合によっては、町長の裁量権の権勢、あるいは制限を行うことによってですね、この指定管理のじちょうに定める制度の運用を潤沢にしていくと、こういう趣旨があるんですね、一方では。経済活動を行っていく企業が指定管理者として、申請をしていくという事例がたくさんありますよ。したがって、町長権の裁量を一定程度、制限をしていくということが、やはり、バランスのとれた行政運営ではなからうかなという趣旨で、私は申し上げておるわけですよ。したがって、透明性の問題とか、あるいは企業の評価、客観的な評価についてはですね、やはり、違った目で、これを、やはり審査をして、副町長の言うように、施設運営の公益性を担保する、確保するということにつなげていくということが趣旨だろうと。いうふうに思いますが、もう一遍答弁ください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、御指摘を踏まえながらですね、今、副町長申し上げました、次年度といいますか今後ですね、この選定委員会の事業については、透明性確保の観点も含めてですね、対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

すいません。北広島町につきましては、先ほど電話で確認した段階ではですね、委員のほうは行政職員ということでございます。ただ、要綱のほうにですね、その他町長が必要と定めるものというふうに書いてございますので、今の段階でなく、違う段階でおられたかもしれませんが、今日の段階では行政職員ということでございました。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

3施設について、いずれも指定期間が1年間ということになっております。いこいの村ひろしまと、グリーンシャワーについては1年間、いこいの村ひろしまの売却を含めて1年間、よく理解出来ます。これは、もし来年度、売却先が決まるようであれば、いこいの村、早く手続できるように諸準備を進めてもらいたい。グリーンシャワーについては委託でしょうが、それも引継ぎを、今使ってますので、引継ぎが順調にできるようにお願いしたいと思っておりますが、杉の泊ホビーフィールドについては、昨年1年とまっております。ということで、あえて今回、募集して1年間の指定管理で、指定管理を行う必要があるのか。引き続き、休止にしといて、説明ではやっぱり、民間へ売却なり、運營業の譲渡なりという話がありましたんで、町費をかけなくとも、1年間休眠状態で、次の委託先というか運營業を預けるといふところを探したほうが早いのではないかとこのように思います。特に、この1年間で、この団体が、杉の泊のホビーフィールドの運用を高めるような効果が望めるのでしょうか。以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、杉の泊ホビーフィールドにつきましても、指定期間1年でございます。この施設につきましても、御指摘のとおり、譲渡であるとか売却に向けて、準備を進めておるところでございます。この施設については、ヒアリングをする中で、私たちのほうからも、将来的なことについても、聞かせていただくということで、将来自分のものにしたいというようなこともあります。ただ、今回、指定管理者として、指定を行うものにつきましても、やはりこういったキャンプ場の経営っていうのがなれてないということも一つありますが、その辺のところも、町としても見ていきたい、審査していきたい。1年通して審査していきたいということもありますが、一方でですね、テレビ局とタイアップ、TSSとタイアップした事業を1年通じて行いたい、特に、春先には、800人から1,000人規模のイベントも行いたい、年間を通じて、イベントを通じてですね、広島のカンパ場を紹介したいというようなこともあります。バックにあるTSS、テレビ新広島につきましても、カンパ場を中心にですね、全国放送しているような番組もあって、広島県でそういった事業がないというようなこともあって、資金提供は出来ないが、人員派遣をしたいというようなこともありまして、1年間の指定、また、この指定管理者に決めたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、理解しました。せっかく指定管理者に指定したんですから、あれでも今後、この団体に運営権を委託するとかいうことも含めて、大化けする可能性もあります。梶原君も真面目に取り組んでおりますので、それを期待して、しっかり指導なり助言をしてあげていただきたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は、議案第78号から、議案第80号までについてを、別々に行います。議案第78号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町杉の泊ホビーフィールドを、起立により採決します。議案第78号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第78号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町杉の泊ホビーフィールドは、原案のとおり可決しました。次に、議案第79号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町いこいの村ひろしまを、起立により採決します。議案第79号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第79号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町いこいの村ひろしまは、原案のとおり可決しました。次に、議案第80号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町深入山グリーンシャワーを、起立により採決します。議案第80号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 80 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について、安芸太田町深入山グリーンシャワーは、原案のとおり可決しました。

日程第 11、議案第 81 号

○中本正廣議長

次に日程第 11、議案第 81 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。議案第 81 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算第 6 号について御説明申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ、1 億 8,449 万 4 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ、85 億 6,133 万 2 千円と定めるものでございます。続く、第 2 条は債務負担行為の補正であり、そして第 3 条につきましては、地方債の補正でございます。資料 1 枚めくっていただきまして、第 1 表を御覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から、国庫支出金としまして 1,893 万 9 千円のほか、主には災害復旧費補助金となりますけれども、県支出金 5,184 万 1 千円。財政調整基金を含む基金からの繰入金 6,297 万 7 千円。さらには雑入、この雑入につきましては、災害に伴う光ファイバーの修理につきまして、建物共済の保険金が出るものが含まれております。そして町債としまして、この表に示す所要額を、それぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続きまして、2 ページ目をめくっていただきますと、歳出でございます。上から、議会費、総務費を初めとしまして、3 ページに渡りますけれども、災害復旧費までの項目につきまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ、補正させていただくものでございます。続きまして、資料、4 ページを御覧ください。第 2 表債務負担行為補正でございます。表の事項欄に明示しておりますが、広島県市町基幹業務クラウドサービスの利用のほか、先ほどの議案第 78 号からは、第 80 号までに掲げました公の施設の指定管理業務の委託につきまして、安芸太田町杉の泊ホビーフィールドに係る委託 150 万円のほか、2 施設を表に定める、それぞれの期間に応じて、所要額を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。続いて 5 ページ目を御覧ください。第 3 表の地方債の補正でございます。今回の補正におきましては、地方債の補正に係るものにつきましては、国県道の改良事業、急傾斜地対策事業への対応のほか、農地、林道等の災害復旧につきまして、この一覧のとおり、災害復旧事業債等の限度額を増額して対応するものでございます。それでは恐れ入ります、15、16 ページをお開きください。歳出の部分になりますけれども、人事院勧告に伴う職員給与費等への予算対応といたしまして、御覧のとおり、議会費につきまして、総務費、総務管理費から 32 ページに渡りますけれども、教育費、保健体育費までのそれぞれの給与、職員給与費が関係しております。総額で 303 万 1 千円を計上しているものでございます。また原油価格高騰の影響等によりまして、庁舎、学校、保育所などの町の公共施設の電気料金を初めとする、光熱費の料金上昇の対応としまして、先ほどもあります、15 から 16 ページ、総務費から、34 ページ渡りますけれども、教育費の各項目の事業費及び病院等への補助金が減額高騰の電気代等に影響します。総額で 2,913 万 7 千円を計上しているものでございます。それでは各補正予算の詳細につきましては、ただいま御説明いたしました、給与費、及び、光熱水費を除いて、担当課から説明をさせていただきたいと思っております。続きまして、総務課に関係する部分につきまして、私のほうから続いて説明をさせて

いただきたいと思ひます。総務課の主なものにつまましてでございますけれど、改めて 15、16 ページを見ていただければと思ひます。総務費、6 の諸費というところが中段にございますけれども、そこにあります防犯対策事業でございます。こちらにつまましては、占有期間の満了によりまして、従前より設置してあります戸河内インター入り口の防犯カメラにつままして、その撤去に要する費用として、委託料 9 万 4 千円のほか、その下にございます、高速ブロードバンド、基盤整備促進事業におきましては、光ケーブルの災害本復旧でありますとか、移設作業の委託料として、1,180 万 4 千円を計上してあります。さらにその 1 番下のページにございますけれども、電算管理事業の委託料になります。国の決算統計事務等の対応ということでございまして、財務会計システムの改修費ということで 106 万 7 千円を計上しているものでございます。総務課に係るものにつまましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。企画課から、補正予算の説明をさせていただきます。予算書ページ、17、18 ページを御覧になつてください。2 款、総務費、2 項、企画費、1、企画政策費でございます。企画振興事業につままして、負担金補助及び交付金、30 万円の増額補正でございます。こちらは、来年 5 月に開催されます、G 7 広島サミットについて、現在広島サミット県民会議が準備をされてあります。広島サミット県民会議につまましては本町も構成員として参画をさせていただいておるところです。広島県民会議、サミット県民会議から、この広島サミットを広島の魅力の世界に発信する機会として、各自治体、企業等に、サミットを応援する取組について、協力要請がされているところなんです。本町もこの機会を活用しまして、安芸太田町を世界に発信する取組として、企業との協働事業によりまして、本町ならではの世界に発信できる商品を、G 7 サミット応援商品として、企画、製造販売していくといったことを考えてあります。企画に要する費用を、企業に負担する負担金として、30 万円、補正予算をお願いするものでございます。次に、地域づくり事業、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつまましては、現在、特定地域づくり事業協同組合準備委員会を立ち上げ、設立準備を進めてありますが、設立に要する準備費用及び職員への組合の職員の募集に要する費用、あるいは、設立後に必要な物品等をあらかじめ準備するために必要な費用を設立準備委員会に補助するものです。167 万円の増額をお願いするものです。また、寄附金につまましては、広島県特定地域づくり事業協同組合の認定に関する事務取扱要領に規定されてあります。認定基準の一つに、経理的な基礎を有する必要がございます。派遣労働者が 3 名の場合は、この基準試算額が 312 万円と定められてあります。当初予算の時点では、派遣労働者を 2 名と想定してありましたが、設立準備委員会を進める中で、3 名の雇用で、スタートしたいということでございまして、寄附額を 620 万円増額し、312 万円を寄附するものとして、このたび、62 万円を増額させていただくものです。以上です。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、住民課から説明をさせていただきます。ページは同じ、17、18 ページの民生費の下のところになりますが、社会福祉総務管理事業、411 万 1 千円。こちらは前年度、令和 3 年度の後期高齢者医療負担金精算に伴う追加負担金として、計上させていただくものでございます。その下の国民健康保険事業特別会計繰出金、106 万 5 千円。この定例会におきまして、国保会計の補正のお願いをしてあります。

こちらのほうにつきまして、一般会計から繰り出すべき額として、計上しているものでございます。続いて、次のページ 19、20 ページ、中ほどになりますが、後期高齢者医療特別会計繰出金、212 万 1 千円の減額でございます。今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、減額をさせていただくものでございます。続いてその下の身体障害者福祉医療給付事業、138 万 8 千円、それと同じページの下になりますが、乳幼児医療給付事業、55 万 1 千円。いずれも、令和 3 年度の事業費確定に伴いまして、補助金の返還が必要なため、計上させていただくものでございます。続いて、ちょっと飛びますが、23、24 ページでございます。真ん中のほうにあります、生活用水取水施設整備事業、131 万 6 千円でございます。地域水道組合の補助金で、このたび加計澄合地域から、管路更新敷設の補助金の申出がございました。こちらのほうに対応するため、計上させていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、健康福祉課のほうから、補正の説明のほうをさせていただきます。19 ページ、20 ページのほうを御覧ください。中ほど下でございます、障害者自立支援対策事業費として、扶助費を 1,300、失礼しました、1,434 万 1 千円計上しております。こちらにつきましては、施設入所支援について、当初よりも 3 名増え、施設入所にかかる費用、さらには、それに伴います日中のサービス等にかかる費用が増額したため、今回予算増を計上するものでございます。その下、1 番下になりますが、児童手当の給付事業で、1 万 3 千円ほど計上しておりますが、こちらについては、令和 3 年度の事業実績、交付金確定に伴います、国負担、国への返還金でございます。1 枚めくっていただきまして、21、22 ページのほうを御覧ください。児童扶養手当給付事業ということで、今回 40 万、計上しております。こちらにつきましては、当初の手当支給者が、今現在 4 名ほど増えました。それに伴います、手当支給額の増、さらには、一部停止者手当額の金額が増になったため、今回、扶助費を増額させていただくものでございます。下、1 番下になりますが、生活保護、総務管理事業ということで、委託料を 55 万円ほど、予算計上させていただいております。こちらにつきましては、マイナンバーカードを利用した医療扶助オンライン資格確認導入により、生活保護システム改修に伴う、委託料の増でございます。続きまして、1 枚めくっていただきまして、23 ページ、24 ページのほうを御覧ください。今度、衛生費のほうになります。保健衛生、総務管理事業のほうで、負担金を 29 万、予算計上しております。こちらにつきましては、当初予算編成時では、医師 4 名、県のほうに支払います、医師の確保分ということで、4 名の負担金を計上しておりましたが、実際には安芸太田病院のほうに、5 名の医師が派遣されることとなったため、県により、新たに再計算をされて、1 名分の負担金が増額となったためでございます。その下、予防疾病事業ということで、総額、1,008 万 6 千円計上しております。まず、役務費のほうでは、オミクロン対応のワクチンについて、未接種の方への個別勧奨はがきによる郵送代でございますとか、また接種にかかります、国庫の審査手数料の増額分でございます。委託料につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種にかかります、接種委託料、負担金については、新型コロナワクチンの接種に当たりまして、安芸太田病院のほうで雇用をされております、臨時看護婦、看護師さんにかかります、人件費の増分でございます。もう 1 件、母子保健事業ということで、150 万ほど、扶助費のほうを計上しております。こちらについては、先ほど説明をさせていただきました出産子育て応援交付金事業分ということで、国の 2 次補正の可決に伴いまして、出産、育児期間の関連用品の購入費として、妊娠届の提出時及び、出生届の提出時等において、それぞれ 5 万円相当の金額を、支給するというもので

ございます。健康福祉課のほうからは以上です。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

議案書ページ、21、22 ページをお開きください。3 款、民生費、4、児童福祉施設費の児童福祉施設事業、14 万 3 千円を計上させていただいております。放課後児童クラブ施設利用にかかります、令和 3 年度の事業費の精算に伴いまして、国庫補助金を返還させていただくものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

予算書の 25、26 ページをお願いいたします。6 款の農林水産業費の農業振興事業費でございます。農業振興事業費の負担金補助金及び交付金の補正でございます。安芸太田町農林水産関係補助金交付要綱に基づきまして、畦畔改良でありますとか、認定農業者の育成に対して支援を行っているところがございます。これらの補助金として、当初予算から、物価高騰支援の補正も含めて、現在、1,569 万 4 千円を予算額としておりますが、農業担い手支援事業補助など、想定内、想定していないものも、対応していることなど、今後の利用も見込めることから、250 万円を補正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設から補正の説明をさせていただきます。ページ 27、28 ページ、下段でございます。8 款の土木費、道路維持管理事業、原材料費です。冬季に向けての町道路面補修の補修材の不足に伴いまして、レミファルトの是正をお願いするものです。原材料、原材料費 50 万円の補正です。続きまして、3、国道道改良事業、負担金補助及び交付金です。広島県が施工する道路改良事業、主に弁財天加計線の負担金に伴う、増額に伴います補正でございます。46 万円でございます。続きまして、29 ページ 30 ページ上段です。急傾斜地対策費、急傾斜地対策事業の負担金、負担金補助及び交付金です。広島県が施行いたします、急傾斜地対策工事費、主に筒賀山崎地区です。増額に伴います補正でございます。392 万 3 千円となります。続きましてページ 33、34 ページです。中段からとなります。こちら、10 月の臨時議会で台風 14 号の影響により被災いたしました、災害復旧費の業務委託費について、補正をさせていただきましたが、今回は概算の工事費について、補正の説明をさせていただきます。災害復旧費の農地災害復旧事業、農地 2 地区の工事請負費といたしまして、629 万 9 千円の補正でございます。続きまして農業施設災害復旧事業、農業施設 3 地区、工事請負といたしまして、4,499 万 9 千円の補正でございます。続きまして、林道施設災害復旧事業、林道施設 3 か所の工事請負費といたしまして、3,199 万 9 千円の増額補正のお願いでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。矢立議員。

○矢立孝彦議員

今回の補正の中ではね、特に電力等の価格高騰への対応、かなりありますよね。金額もかなり上がると感じる感じがしますが、現状において、電力料、電気会社等との契約の中でね、大口の事業体

ですから、役場庁舎あたり、それを含めてね。特にそういう契約上のメリットがどういう状況にあるのか。あるいは、今回増額補正するわけですが、今後においてね、やはり電力量、電気代あたりの使用に伴う支払い金額の減というような思いが少しあればね、方策があれば、少しちょっと触れてください。以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

現在の電気料金等の大口の契約ということで、まず、現状のお話をさせていただきますと、現状では、中国電力さんのほうと契約を交わしております。例えば庁舎でございますとか、川森文化交流センター、こういった、大きなものについては、中国電力と一定の契約を交わしております。今の契約内容にしましては、最大電力量というところ、契約として見てですね、年間、この最大の電力使用電力量を超えなければ、一定の金額以内で、電気料については契約できるというふうになっております。一方で、やはりこの電気の高騰といったものはですね、全体額を引上げております。先ほど少し、請求が来ているのを見て、私もちょっとびっくりしたんですが、電気料金が上がる上がるということで、聞いていたんですけれども、少し、川森文化交流センターの電気代、見ました。正直先月から今月にかけて、また更に1.2%、あ、ごめんなさい、120%ぐらいの金額になっております。というような状況からですね、ここから先は、私が答弁すべきではないかもしれませんが、やはり今、電力事業者に関しましては、自由化が言われておりますので、この契約については、やはり全町挙げてですね、有利な方策というのは見据えて、協議を進めてまいる必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。現状は、今申し上げたとおりでございます。その上で、今直ちにですね、この切替えについて、あるいは、別途方策というのが具体的にあるわけではないんですが、議会でも、様々御指摘をいただいております。町としても、電気料金を下げていく、あるいはさらに、そういった事業の観点でもですね、進められるものがあれば進めさせていただきながら、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

予算書の18ページ、地域づくり事業で、地域づくり事業組合に対する負担金補助及び交付金と給付金があって、当初予算にもあったんですが、この事業は国からの財政措置が予定されてる事業なんですけど、要は準備段階の経費については、財政措置の対象にならないのかどうか。僕は、なるんじゃないかと思うんですが、その辺のことを。また、よく調べとっていただきたい。でも今、見解があれば、お願いします。それと、もう1点、予算書の4ページ、債務負担行為の補正で、広島県市町基幹業務クラウドサービスの利用料の債務負担行為、来年度から、5年間設定されておりますが、今までの契約が多分切れて、新たな契約を結ぶんだろうと思いますが、今まで結構、安芸太田町人口割とかなんとかで、メリットを優遇されとった状態がありますが、新たな契約では、その辺の配慮は、少しは効いているのかどうか、お聞きしたい。それと、現在のNTTとのIRU契約ですか。そろそろ切れるんだろうと思います。今思えば、町で資産を持つておくのは、相当維持費等で負担がかかっております。当時、補助

金を出せば、自立資産として、町の経費は要らないという状況なんです、ちょっと余りにも起債額が多くなった関係で、よく判断が出来なかったんだろうと思いますが、時期、今度、契約のときに、NTTさんとNTTの資産へ持っていくような交渉は、もうされてるんでしょうか。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

地域づくり事業協同組合の設立に、要する費用についての財政措置でございますが、こちらにつきましては、特別交付税措置がされます。それで、対象経費の地方単独事業に係る市町村負担上限額が300万円、措置率が2分の1で特交措置がございますので、この寄附金の部分については、特交措置を講じられるようにしていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。4ページの債務負担行為の中のクラウドサービスの利用の関係で、人口割というか、という御質問でございました。小島議員もよく御存じのとおり、お見込みのとおりですね、これは時期クラウドサービスの利用ということで、今までですね、6市町で協議をしてきたもので、整理がついたということで、ここに挙げさせていただいているものでございます。人口割有利かということでございます。単独、町で、もし、このクラウドサービスをですね、契約した場合には、まだ相当な金額を支払う必要があったというふうに考えております。そうした中で、これもちょっと内情の話を少しさせていただきますと、大口でございます廿日市さん等がですね、やはり人口割の部分が大き過ぎるということで、脱退の意を、ちょっと表明を少しされたことがございました。で、6市町のほうで協議をして、少し、人口割の部分というのを見直しをさせていただいております。ただ、いずれの市町もですね、単独で契約するより、随分割安になるといったことで、話が副部長を含めた、協議で成立しているものでございます。光設備に関しましてはですね、お見込みのとおり、NTTのほうと協議を進めているところでございます。これもちょっと何度か答弁をさせていただいたところでございますが、起債の関係、それから、また契約の終了の問題等々がありますので、常にこれは年間で、協議を進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

それは、光の設備については是非、NTTさんという条件は、結構大きな負担金になる可能性もありますが、長期的に見て、次の更新もありますんで、長期的に見て、絶対にNTTの資産としておくのがメリットが多いと思っておりますので、何とか努力をしていただきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。光設備に関しましては、御承知のとおり、町単独でも非常に大きな金額を要しております。とりわけ、倒木等で光が断線するといったような、先ほどの災害関連のこともございました。そういったものも含めてですね、やはり、民間に譲渡していくほうがよろしいというふうに考えております。正直協議の内容としましては、過疎地域なんで、なかなかこの譲渡、難しいかなと思っておりましたけれど

も、割と好意的にですね、今、協議を進めてさせていただいているところでございます。こちらに関しましても、また後日ですね、後日、御報告をさせていただければと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、ほかに質疑はありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、同じく 18 ページの同じ内容なんですけど、まず、G7 広島サミットの負担金補助金という 30 万、金額としては、そんなに多くはないと思うんですけど、G7 がまだ、内容がね、確定していない中で、こういうこの特産品、安芸太田町のとか、そういう企画に参画するという事なんですけど、具体的にどういう内容が決まっているのかということと、30 万円というのが多くはないんですけど、妥当な線なのかということと、それからもう一つ、地域づくり事業ということで、各 5 者だったですかね、出資金というようなものは、あるんでしょうか。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。初めに、G7 の応援、G7 広島サミットの応援の取組でございますが、こちらは、今考えておりますのは、世界に発信する取組として、G7 の一つでありますフランスで、知名度がかなり高くなっております。戸河内ウイスキーの G7 限定版を、桜尾さんと共同で開発、あるいは製造、それから販売、PR を進めていきたいというふうに考えておまして、その部分に費用がかかりますところを、ほとんど、企業に出してもらえるんですけど、一部を町のほうで賄って、共同事業ということで、世界に発信してまいりたいというふうに考えておるところです。それから、地域づくり事業の協同組合の組合員の出資金でございますが、こちらは今、準備を進めている段階では、1 者当たり 1 万円の出資金をいただくように、今調整を進めているところなんです。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 81 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算第 6 号を、起立により採決します。議案第 81 号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 81 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算第 6 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 82 号

日程第 13、議案第 83 号

日程第 14、議案第 84 号

日程第 15、議案第 85 号

日程第 16、議案第 86 号

日程第 17、議案第 87 号

日程第 18、議案第 88 号

日程第 19、議案第 89 号

○中本正廣議長

日程第 12、議案第 82 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号から、日程第 19、議案第 89 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算第 3 号までの 8 件を一括議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議案第 82 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について御説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ、2,785 万 9 千円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ、8 億 9,012 万 7 千円と定めるものでございます。事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお願いします。まず一番上の高額療養費支給事業 300 万円の補正でございますが、これまでの実績を踏まえまして、今後、高めに推移した場合、ちょっと不足が生じる可能性がございますので、あらかじめ、補正をさせていただくものでございます。その下の出産育児一時金支給事業 84 万円の補正でございますが、当初、2 件分の予算を計上しておりましたが既に全額執行しておりますので、補正をさせていただくというものでございます。次に、次のページです。10、13 ページ、基金積立金 2,057 万 5 千円。こちらにつきましては、前年度の繰越金 2,023 万 7 千円と、追加交付で受けた補助金 33 万 8 千円を基金に積み立てるものでございます。その下の償還金 260 万 7 千円につきましては、前年度の補助金等の返還に係るものとして、計上させていただいております。歳入につきましては、先ほどの給付費、等の関係ですね、県交付金でありますとか一般会計繰入金、また、前年度繰越金、それと、先ほどの償還金に係る財源として、基金等の取崩しとして計上させていただいております。続きまして、議案第 83 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について御説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ、388 万 4 千円を追加して、総額歳入歳出それぞれ、1 億 6,284 万 8 千円を、と定めるものでございます。ページで申し上げますと、まず、6 ページ、7 ページでございます。保険基盤安定繰入金、212 万 1 千円でございますが、こちらは、事業費確定に伴いまして減額をしているものでございます。その下は 600 万 5 千円。これは前年度繰越金として計上しております。これいづれも、後期高齢者医療広域連合のほうに、納付するお金でございますので、これを差し引いた金額、こちらのほうを、8 ページ 9 ページの後期高齢者医療事業納付金事業として、388 万 4 千円として、計上させていただいているものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。議案第 84 号、介護保険、失礼しました。令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について、御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、7 万 1 千円を追加し、総額 13 億 5,039 万 5 千円と定めるものでございます。内容につきましては、人事院勧告への対応に伴います職員給与分の増額分でございます。続きまして、議案第 85 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第 2 号について、御説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、4 万 7 千円を追加し、総額、1,939 万 4 千円と定めるものでございます。こちらにつきましても、内容は、人事院勧告への対応に伴います人件費の増額分でございます。説明以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第 86 号、令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について、説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、621 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2 億 3,665 万 5 千円と定めるものでございます。事項別明細書 8、9 ページを御覧ください。簡易水道施設管理事業費の需用費でございます。電気料高騰に伴います、水道施設電気料の不足、また、水道施設修繕料の不足に伴います、需用費の増額で、合わせまして、621 万 1 千円の増額補正でございます。続きまして、議案第 87 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号の説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,071 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 4,155 万 1 千円と定めるものでございます。事項別明細書 9、10 ページを御覧ください。農業集落排水事業基金管理事業、積立金でございます。令和 3 年度決算に伴います繰越金、98 万 1,873 円を基金へ積み立てるため、98 万 2 千円の増額補正をお願いするものです。続きまして、農業施設排水施設管理事業、需用費でございます。電気料高騰に伴います電気料施設、下水道施設の電気料の不足のため、また、水道施設修繕料の不足に伴います需用費の増額補正、合わせまして、133 万 7 千円の補正をお願いするものです。委託料でございます。公営企業会計システム構築のため、業務委託を実施する予定です。増額、840 万円を補正を計上しています。年度当初は、下水道として一括で、特別環境保全公共下水道事業への予算計上させていただいておりましたが、改めて農業集落排水事業への予算の組替えを行うものです。続きまして、議案第 88 号、令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、482 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3 億 1,512 万、3 億 151 万 2 千円と定めるものでございます。事項別明細書の 9、10 ページを御覧ください。こちら、下水道総務管理事業でございます。こちら、需用費、公用車の燃料費不足のため、7 万円の増額補正をお願いするものです。続きまして、公共下水道施設管理事業、こちら、電気料高騰に伴います下水道施設電気料の不足のため、事業費、251 万 1 千円の増額をお願いするものです。また、筒賀地区、マンホールポンプ制御盤設置設計業務の委託料といたしまして、99 万 4 千円の補正をお願いするものです。公共下水道施設整備事業、委託料です。公営企業会計システム構築業務に伴います委託料といたしまして、減額 840 万円をお願いするものです。以上です。よろしくします。

○中本正廣議長

はい、栗栖病院事務長。

○栗栖香織安芸太田病院事務長

失礼いたします。議案第 89 号、令和 4 年度安芸太田町病院事業会計補正予算第 3 号につきまして、御説明申し上げます。このたびの補正は、収入について、1 階病棟入院患者数の段階的な減少による入院収益の減と、電気料金等の高騰に対する町負担金・交付金の増が主なものです。第 2 条によります業務の予定量についてです。年間延べ患者数、入院患者数でございますが、既決予定量 3 万 6,865 人を、補正予定量としまして、マイナス 730 人とし、計 3 万 6,135 人。また、1 日平均患者数、入院患者数でございます。101 人を補正予定量マイナス 2 人、計 99 人とするものでございます。続きまして、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額につきまして、それぞれ、マイナス 85 万 2 千円を補正するとし、計 20 億 3,416 万 1 千円と定めるものでございます。1 ページおめぐりください。ページ数 1 ページ目。1 ページ目は、説明資料となります。第 3 号、実施計画について、御説明申し上げます。収入につきまして、

1、医業収益、目として、入院収益マイナス 1,036 万 3 千円と、3、その他医業収益 11 万 6 千円で、医業収益としては、マイナス 1,025 万円の計上でございます。さらに、2、医業外収益、補助金、としては、オミクロン対応ワクチン接種体制補助金として、72 万 4 千円と、また、3、負担金交付金は、電気代等高騰に対する町負担金交付金として、1,037 万 8 千円、医業外収益としては、1,110 万 2 千円の計上でございます。収入、病院、病院事業の収益として、85 万 2 千円が収入の補正予定額でございます。支出につきましては、1、医業費用、経費として、戸河内診療所分の電気代高騰分、85 万 2 千円で、記述の補正予定額でございます。次のページをお開きください。2 ページ、横置きにさせていただきます、明細書になります。実施計画に基づく、明細の内容でございます。以上で御説明を終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、9 番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

89 号の病院事業会計の補正予算についてですね、少し、説明を加えていただければと思います。せっかくの機会ですから、病院事業管理者のほうもお出ましをいただいておりますので、補正予算の内容についてはですね、その説明今、ございましたけれども、長引くコロナ、新型コロナの影響がですね、病院の運営、職員さんの管理、あるいは患者さんのいろんな管理、入院患者さんを含めてですね、そういうふうな、大変厳しい環境の中で、今運営されておると思います。特に、管理者、それから院長先生、事務長も時々いらっしゃいますが、早朝からですね、玄関での患者さんのお出迎えについてはですね、かなり患者さんも恐縮をされてですね、頭が下がる思いだというような声も多く聞きます。そうすれば、病院の中に入ってもですね、やはり職員さんの皆さん方の対応、接遇、接遇というのはありませんね、対応がですね、かなり率先垂範の姿勢の中で、良いサイクルが生まれておるんじゃないかなと思います。それはそれとしてですね、コロナ関係、新型コロナの関係が及ぼす、現状の病院運営についてですね、特段、説明報告あればいただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

はい、平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい、コロナも 2 年半以上に渡りまして、病院事業だけではなくて、社会全般に大きな影響を与えているわけなんですけど、病院事業に関しましては初年度、ですから、何か 2 年前は外来及び入院の患者数、かなり減りました。しかしながら、その当時はコロナの補助金というのがありまして、ある程度、赤字にならずに、経営は、何とかやりくり出来たわけなんですけど、今年度につきましては、今までは、コロナの患者さんは、実は受入れてなかったわけです。安佐市民病院との関連の中で、入院が必要な人は、安佐市民等への入院をお願いしておりました。しかしながら、第 6 波、7 波、今回の 8 波というふうなところを踏まえまして、もうこの勢いは、安芸太田病院においても、陽性患者をやはり受け入れる体制をつくっていかないといけないだろうというふうに判断しまして、今年の 4 月に、受け入れる体制をつくらうということで、始めたわけなんですけど、看護師のほうで、すぐにはやはり難しいと。実はコロナ病床、対応病床を確保すると、加工料が出ますので、そういう意味では、経営にもある程度、好影響を及ぼすわけなんですけども、なかなかですね、新人の看護師さん、特に夜勤帯の看護師さんの確保が難しく、8 月までは、加工病床を申請することが出来ませんでしたけど、9 月以降は、実際には院内発生、療養病床の中での、このクラスターが起きましたので、やむを得ずというか、その時点から、コロナ患者を院内で受けるという体制になっております。そして今も、1 名ないし、2 名の最大、今まで 3 名受入れておりますが、継続して、コロナの患者さんの受入れをしております。加工病床、少し補助金つ

ていうか、1床当たり、患者さん受けても受けなくても、いただけるお金でありますので、多少、そういう意味では、余裕は決してありませんが、と申しますのは、認知症集中治療病棟を閉鎖しましたので、当初の予定ですと年度末まで、ゆっくりと、転院先を探していくという、あれでしたが、意外に早く、転院先が見つかりましたので、11月の中旬から、もう閉鎖しております。ですので、予想外にトータルの入院患者数が減りましたので、今回の入院患者数、補正予定量としては2名ということになっておりますけれども、予定外に、少し収益減るということになっておりますが、何とか本来、今までですと認知症病棟に入る可能性があった人を療養病床、あるいは地域包括ケア病床で受けておりますので、何とかコロナの影響は、最小限に食い止められるというふうに判断しております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は、議案第82号から、議案第89号までについてを、別々に行います。議案第82号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第82号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第82号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第83号、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第83号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第83号、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第84号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算第3号を、起立により採決します。議案第84号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第84号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第85号、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第85号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第85号、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第86号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第86号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第86号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第87号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特

別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第87号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第87号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第88号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号を、起立により採決します。議案第88号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第88号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。次に、議案第89号、令和4年度安芸太田町病院事業会計補正予算第3号を、起立により採決します。議案第89号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第89号、令和4年度安芸太田町病院事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後 2時52分 散会
